

- 第1条 本連盟規約 第51条に基づき、規律委員会規程を定める。
- 第2条 本委員会は、連盟規約第9章の規程に定める違反事項の調査に基づき処分の決定を行う。
- 第3条 この委員会は、理事7名で構成する。
- 第4条 委員長は理事長とし、副委員長は委員長が指名する。
- 第5条 本委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 第6条 本委員会に関する細則は、委員会で定める。
- 第7条 委員の任期は2年とする。
- 第8条 本規程の変更は、理事会の議決を経て行う。
- 第9条 本規程は、一部改正して平成28年2月11日から施行する。

#### 規律委員会細則

- 第1条 規律委員会規程第6条により、本細則を定める。
- 第2条 規律委員会の庶務は、連盟総務部が担当する。
- 第3条 本細則は、規律委員会規程第2条にかかわる事案が生じた場合に適用する。
- 第4条 本細則は、平成17年2月11日から施行する。